

役員等報酬および費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵の実（以下「この法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,750,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間90,000円以内とする。

3 役員のうち、常勤の理事に対する報酬等は別表第1「常勤理事の報酬」のとおりとし、非常勤の役員に対する報酬等は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

4 評議員に対する報酬等は、別表第3「評議員の報酬」に定める金額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）とする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人主義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

2 費用は現金により本人に弁償する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 費用弁償については、別表第4「費用弁償」のとおりとする。

(香典等)

第7条 役員等が死亡した場合は、業務上の事故、業務外の事由に関係なく、その葬祭にあたり次の通り香典一律30,000円と供花、供物を贈与する。

(家族死亡香典等)

第8条 下記の役員等の家族が死亡した場合は、香典一律10,000円と供花・供物を1基を贈与する。

- (1) 配偶者（内縁関係も含む）
- (2) 子女
- (3) 父母

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表第1「常勤理事の報酬」

役職名	報酬（月額）
理事長	50,000円
業務執行理事	30,000円
理事	10,000円

別表第2「非常勤役員の報酬」

	報酬（日額）
理事会への出席等、必要な都度	8,600円

別表第3「評議員の報酬」

評議員	報酬（日額）
評議員会への出席等、必要な都度	10,000円

別表第4「費用弁償」

費用	弁償
交通費	役員の居住地から計算し、領収証等の支払いの証明ができるものをもって支払う。自家用車による移動の場合は1kmにつき25円とする。ただし法人の職員を兼務する役員等には支給しない。
出張に係る宿泊	実費（一泊15,000円を上限とする）
その他	実費（領収証等の支払いの証明ができるものをもって支払う。）

附則

この規程は、平成29年6月18日（定時評議員会の開催日）から施行する。

平成30年1月22日 常勤理事の報酬支給方法を変更、第1条 目的及び意義 の根拠に定款第8条を追加

令和元年6月21日 常勤理事の報酬支給方法を変更